

渋谷温泉施設爆発事故最高裁決定

【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 平成28年5月25日
【事件番号】 平成26年（あ）第1105号
【事件名】 業務上過失致死傷被告事件
【裁判結果】 上告棄却
【参照法令】 刑法211条（平成25年法律第86号による改正前）
【掲載誌】 刑集70巻5号117頁、裁時1652号1頁

LEX/DB 文献番号 25447979

事実の概要

1 被告人は、不動産会社から東京都渋谷区内の温泉施設の建設工事を請け負った建設会社の設計部門に所属し、本件温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者である。本件建設会社では、施工部門の担当者が、発注者に対して、設備の保守管理につき説明する職責を負い、設計部門の担当者は、施工部門の担当者に対して、その点につき的確な説明がされるよう、設計上の留意事項を伝達すべき立場にあった。

2 本件温泉施設は、客用の温泉施設等があるA棟と温泉一次処理施設等があるB棟の2棟の建物で構成され、A棟で使用する温泉水をB棟地下機械室に隣接する区画にある井戸口から汲み上げていたが、温泉水にメタンガスが溶存していたため、同室内にあるガスセパレーターでメタンガスを分離させた後、温泉槽で一時貯留し、そこからA棟地下機械室へ温泉水を供給するとともに、ガスセパレーターないし温泉槽内で分離、発生したメタンガスをそれぞれに取り付けられたガス抜き配管を通してA棟側から屋外へ放出する構造とられていた。各ガス抜き配管は、両棟の各地下機械室をつなぐ地下のシールド管内を通されていたが、シールド管内を通る各横管部分が最も低い位置にあり、そのため温泉水から分離された湿気を帯びたメタンガスが各ガス抜き配管内を通る際に生じる結露水は、その各横管部分に溜まる構造となっていた。このようにして溜まった結露水を放置すれば、各ガス抜き配管が閉塞してガスがB棟地下機械室内に漏出するおそれがあったため、結露水を排出する必要性が生じたが、被告人自身も、通気が阻害されることへの対応をとる必要性は認

識しており、B棟側からシールド管に入る手前の各ガス抜き配管の横管部分の下部に、それぞれ水抜き配管及び水抜きバルブが取り付けられ、適宜各水抜きバルブを開いて溜まった結露水を排出する仕組みが設けられることとなった。

しかし、そのような結露水排出の仕組みの存在、その意義等について、本件建設会社から本件不動産会社に説明されることはなく、本件温泉施設で温泉水の汲上げが開始されてから本件爆発事故に至るまでの半年余りの間に、各水抜きバルブが開かれたことは一度もなかった。

3 本件爆発事故は、結露水が各ガス抜き配管内に溜まり、各ガス抜き配管が閉塞し、ないし通気を阻害されたことにより、行き場を失ったメタンガスが、B棟地下機械室内に漏出した上、同室内に設置された排気ファンも停止していたため滞留し、温泉制御盤のマグネットスイッチが発した火花に引火して発生したものであった。本件爆発事故の結果、B棟内において、本件温泉施設の従業員3名が死亡し、2名が負傷し、B棟付近路上において、通行人1名が負傷した。

4 本件温泉施設の温泉一次処理施設を単独で設計していた被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、排ガス処理のための指示書として、設計内容を手書きしたスケッチを送付したが、結露水排出の意義や必要性について明示的な説明はされなかった。また、本件スケッチには、ガスセパレーターから出た逆鳥居型（一旦下方向きを変え、横に向かってから、上方向きを変える形態）の配管構造、水抜きバルブ付きの配管が図示され、水抜きバルブを通常開いておくことを示す「常開」の文字等が記載される一方、水抜きバルブ付きの配管がガス抜き配管内に発生する結露水を排出す

る目的のものであることについての説明は記載されていなかった。

その後、被告人は、本件温泉施設の施工を担う下請会社の担当者から、水抜きバルブを「常開」とすると硫化水素が漏れるので「常閉」にすべきではないかと指摘され、同人に対して、水抜きバルブを「常閉」に変更するように口頭で指示した。この指示により、本件温泉施設の保守管理の一環として、適宜手作業で各水抜きバルブを開いて各ガス抜き配管内の結露水を排出する必要性が生じたが、被告人は、下請会社の担当者に対して、水抜き作業が必要となることやそれが行われないと各ガス抜き配管の通気が阻害されて危険が生じることなどについて説明しなかった。また、本件建設会社の施工担当者に対しても、水抜きバルブの開閉状態について指示を変更したことやそれに伴って水抜き作業の必要性が生じることについての説明がされることはなかった。

5 この事故につき、第一審¹⁾は、被告人に業務上過失致死傷罪の成立を認めて懲役3年執行猶予5年を言い渡し、原判決²⁾は、これを是認して被告人の控訴を棄却した。これに対し、弁護人が上告した。

決定の要旨

上告棄却。

本決定は、被告人は、本件温泉施設の「職掌上、同施設の保守管理に関わる設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあ」とし、「自ら、ガス抜き配管に取り付けられた水抜きバルブの開閉状態について指示を変更し、メタンガスの爆発という危険の発生を防止するために安全管理上重要な意義を有する各ガス抜き配管からの結露水の水抜き作業という新たな管理事項を生じさせた。」ことを強調した上で、「水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ、それによって上記爆発の危険の発生を回避することができたものであるから、被告人は、水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務を負う立場に

あったというべきである。」と述べた上で、「本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできるから、この注意義務を怠った点について、被告人の過失を認めることができる。」とした。

なお、「設計担当者である被告人は、施工担当者から本件不動産会社に対して水抜き作業の必要性について適切に説明されることを信頼することが許される」とする弁護人の主張に対しては、「被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかったのであるから、施工担当者の適切な行動により本件不動産会社に対して水抜き作業に関する情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである。」と述べてこれを斥けた。

なお、本決定には、「結果発生に至る因果のプロセスにおいて、複数の事態の発生が連鎖的に積み重なっているケースでは、過失行為と結果発生だけを捉えると、その因果の流れが希有な事例のように見え具体的な予見が可能であったかどうか疑問視される場合でも、中間で発生した事態をある程度抽象的に捉えたときにそれぞれの連鎖が予見し得るものであれば、全体として予見可能性があると認める場合がある」とする、大谷直人裁判官の補足意見がある。

判例の解説

一 本決定の意義

本件は、温泉水汲上げによって発生するメタンガスを屋外に排出するガス抜き配管内に結露水が溜まり、そのためメタンガスが建物内に漏出した上、排気ファンが停止しこれを知らせる警報ブザーも鳴動せず、警告ランプに気づいた者もいなかったという状況において、爆発濃度に達したメタンガスに、温泉汲上ポンプの、防爆構造でないマグネットスイッチからの火花が引火して爆発し死傷者が出た事故である。各ガス抜き配管の通気を阻害した結露水が溜まったのは、被告人が、水抜きバルブを「常閉」に変更する指示を出しながら、結露水排出の必要性を施工担当者に十

分に伝達していなかったため、施工担当者から温泉施設側にその必要性が説明されず、その結果、温泉水汲上げ開始以来一度も水抜きバルブが開かれなかったことによる。

本決定³⁾の意義は、このような場合、被告人には、施工担当者に対して「結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかった」ので、施工担当者から温泉施設側に適切な説明がなされることを信頼する基礎がなかったことを指摘した点にある。信頼する基礎がなければ、介入者の適切な行動によって結果が防止されるので予見可能性が否定される、ということもない。

他方、本決定のもうひとつの意義は、排気ファンの停止と警報の不鳴動、警告ランプへの不対応(以下、「排気ファンの停止等」と呼ぶ。)といった事情が介在して初めて結果に至ったという経過をたどった本件についても、「この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できた」として予見可能性を認めたことである。以下では、この問題を中心に検討しよう。

二 排気ファンの停止等は一般的な予見可能性で足りるか？

本件の第一審判決は、「B棟排気ファンの停止は、本件爆発という結果に至る因果経過の基本的部分をなすものと見ざるを得ない。」とし、「B棟地下機械室内に爆発下限界濃度に達する相当量のメタンガスが滞留することが予見の対象の中核的な部分としてあり、そのような事態が生ずる必要条件として、B棟排気ファンの停止等が位置付けられ、その事象もまた予見の対象となるべきものである。」と述べている。

しかし、これに続いて同判決は、「同排気ファンも電気で作動する機械であり、しかも常時稼働状態にあった以上、故障、電気トラブルその他様々な原因によって不測の時期に停止することは、十分にあり得たことである。」とし、警報の不鳴動と警告ランプへの不対応についても、「人的な対応を必要とする以上、その作動状態の把握が遅れるなどの事態が生ずることも十分にあり得ること」と述べる。また、控訴審判決も、これらの事情について「社会通念上そのような事態も十分に

見可能というべきであり、通常このような事態が発生する確率が低いからといって、被告人の予見可能性を否定することにはならない。」と述べており、その具体的な予見可能性を要求してはいないように見える⁴⁾。

三 長期スパンにおける「予見の対象」

しかし、電気系統の故障と警告ランプへの対応の不備⁵⁾の併存は、営業継続中という長期のスパンにおいては、経験上いつかはありうることである。そして、B棟内へのガス漏出が常態化している状況では、これらの条件が揃えばいつでもメタンガス濃度が爆発臨界に達しうる。そこに、防爆構造でないマグネットスイッチがあるのである。しかも、本件ガス抜き配管設備を設計し、加えて水抜きバルブを「常閉」にするという指示変更を行うことでこの状況を作ったのは被告人であるから、彼にとっては、これを放置すれば「本件温泉施設稼働中のいずれかの時期」という長期スパンにおいては「メタンガス爆発事故が起り得る」ということと、これに伴う死傷事故の発生可能性について、高度の予見可能性があったといわれてよいであろう⁶⁾。これは、たとえば一台の車に取り付けられたハブが強度不足のために破損して車輪が脱落するという確率は極めて低くても、このハブが装着された車両が数年間にわたって数百台も製造・販売される中で、そのうちの少なくとも10台程度にハブの強度不足を原因とする車輪脱落事故が起きていたなら、製造会社にとっては「いつかはどこかで車輪脱落による死傷事故が発生する」ことの高度の予見可能性があるという場合と同じである⁷⁾。

このように、「予見の対象」を長期スパンにおける結果発生(許されない程度の)可能性と考えるなら、本件において排気ファンの停止等が具体的に予見できなくても、そのような事態が一般的にはありうる中でのB棟内へのガス漏出常態化の発生を予見できれば、このような「予見の対象」も十分に予見可能であったことになる⁸⁾。

なお、このような「長期スパン」での予見可能性を、防火管理に問題のあるホテル・デパート等の火災事故における「いったん火災が起これば」公式の延長でとらえる見解もある⁹⁾。しかし、天然ガス採掘作業と同程度に危険な本件温泉水汲上げ作業と、一般的な「火災発生の可能性」とを同列

に論じることは、適切ではないであろう。というのも、一般に、これらのホテル・デパート等での火災事故の場合には、防火管理に問題があってもその営業を続けること自体が禁止されたことはないが、本件においては、その控訴審判決は「安全にメタンガスを温泉水から分離し、屋外排出することができなければ、そもそも本件施設を建設し運営することは許されない」と述べているからである¹⁰⁾。まさに、即時に営業を停止すべきほどに危険な状態を作出する設計となっていたのが、本件施設なのである¹¹⁾。

四 「具体的予見可能性」の意味

「具体的予見可能性」は、判例では、一般に「特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見¹²⁾」の可能性と解されている。ここにいる「因果関係の基本的部分」は、「短期スパン」でなら、まさに「その事故発生時に排気ファンの停止等が起きること」になるが、施設営業中の全期間という「長期スパン」にわたって結果回避が求められる場合には、「いつかは排気ファンの停止等が起きる」というものでよいのである。このように、「具体的予見可能性」の内容は、一回限りという「短期スパン」での結果の回避が求められる場合と、数十年にわたる「長期スパン」での結果の完全な回避が求められる場合とで異なるのである。

なお、この「因果関係の基本的部分」は、単に結果回避措置の動機となるべき事実であれば足りるというものではない¹³⁾。なぜなら、そうでないと、傷害または火災は予見できるが死亡は予見不可能な場合でも、それによって動機づけられるべき義務により被害者の死亡が回避できたとすれば過失致死罪が成立しうることになるからである¹⁴⁾。

●—注

- 1) 東京地判平 25・5・9 刑集 70 卷 5 号 210 頁。
- 2) 東京高判平 26・6・20 刑集 70 卷 5 号 312 頁。
- 3) 本決定の評釈として筆者が知り得たものに、前田雅英「判批」捜研 787 号 (2016 年) 67 頁、岡部雅人「判批」愛媛 43 卷 1 = 2 号 (2016 年) 143 頁、北川佳世子「判批」法教 433 号 (2016 年) 68 頁、杉本一敏『『因果関係の基本的部分』の予見可能性について』刑事法ジャーナル 50 号 (2016 年) 4 頁、山本紘之「結果回避義務について」刑事法ジャーナル 50 号 (2016 年) 27 頁、松宮孝明「判

批」法セ 747 号 (2017 年) 126 頁がある。

- 4) それゆえに、本件を「危惧感説」でしか説明できないとするのは短絡的である。
- 5) とりわけ本件では、メタンガスが B 棟内に漏出することは、温泉施設側には想定されていなかったのであるから、係員が警告ランプに対応する際に電気系統を不適切に扱い、ガスを爆発させる危険も存在する。
- 6) 北川・前掲注 3) 74 頁注 20 は、「結果発生蓋然性ないし高度の予見可能性が必要である」とする。本件では、その意味における高度の予見可能性は、まさに認められるのである。
- 7) ゆえに、「三菱自工車輪脱落事故」事件では、裁判所は容易に被告人らの予見可能性を認めることができた。最決平 24・2・8 刑集 66 卷 4 号 200 頁参照。また、組立式サウナの構造上の欠陥が長い年月をかけて火災事故に至った事件につき、業務上失火罪及び業務上過失致死罪を認めた最決昭 54・11・19 刑集 33 卷 7 号 728 頁でも、このような「長期スパン」での結果発生予見可能性が問われたのである。
- 8) 大谷補足意見が、排気ファンの停止等の可能性を、単に「抽象的に捉える」だけの趣旨であれば、それは物足りない。なお、杉本・前掲注 3) 24 頁は、このような事例を『『現実の経過 B』の予見可能性しかないのに過失犯の成立が認められている』事例と評価しているようにみえる。しかし、本件のような事例では、それは「現実の経過 A そのもの」が「長期スパン」の中で起きる可能性が、まさに認識可能でなければならないのである。
- 9) このような公式を用いる裁判例として、最決平 2・11・16 刑集 44 卷 8 号 744 頁、最決平 5・11・25 刑集 47 卷 9 号 242 頁等がある。
- 10) この点で、「量的」問題から「質的」問題への転化を無視する島田聡一郎「管理・監督過失における正犯性、信頼の原則、作為義務」山口厚編『クローズアップ刑法総論』(成文堂、2003 年) 81 頁の見解は、妥当性を欠く。
- 11) 「長期スパン」での予見可能性については、松宮孝明『刑事過失論の研究』(成文堂、1989 年) 286 頁も参照されたい。なお、山本・前掲注 3) 29 頁以下は、「いったん火災が起これば」という火災事故における予見可能性公式を参照させて、本件の予見可能性を説明しようとする。しかし、メタンガスが建物内に滞留すれば、その爆発の危険は一般的な火災発生危険の比ではない。
- 12) たとえば、札幌高判昭 51・3・18 高刑集 29 卷 1 号 78 頁。
- 13) 杉本・前掲注 3) 21 頁は、これを「予見可能性の結果回避義務関連性」論と呼ぶ。藤木英雄編『過失犯——新旧過失論争』(学陽書房、1975 年) 32 頁以下も参照。
- 14) ゆえに、予見可能性に関する判例の公式でも、「特定の構成要件の結果」が予見対象とされているのである。